

令和5年(ワ)第1781号 損害賠償請求事件

原告 A 外2名

被告 被告牧場経営者Y 外2名

直送済

## 被告恵庭市準備書面(9)

令和7年12月2日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告恵庭市訴訟代理人

弁護士 宮 永 尊 文

弁護士 朝 倉 靖



### 1 本準備書面の目的

令和5年8月の提訴以来、本件訴訟では、原告らから多岐にわたる主張が展開されてきたが、とりわけ被告恵庭市に対する国家賠償法1条1項に基づく請求については、被告恵庭市の行為(作為又は不作為)が、何ゆえ国家賠償法上の違法と評価されるのかについて、本件訴訟の経過の中で複数の根拠が示されている。

本準備書面は、本件訴訟の争点及び争点に対する被告恵庭市の主張を改めて整理することを目的とするものであり、以下では、原告らの請求根拠をできるだけ簡潔にまとめたうえで、原告らが主張する請求根拠ごとに、被告恵庭市の反論の骨子を述べることにする。

## 2 原告らが主張する被告恵庭市に対する請求根拠の整理

原告らの被告恵庭市に対する請求は、国家賠償法1条1項を根拠とするものであるが、同条項に基づく損害賠償請求をする場合の要件事実は、①国又は地方公共団体の公権力の行使にあたる公務員の行為によること、②この公務員の行為は、その職務を行うについてなされたものであること、③公務員の職務執行行為には故意、過失があること、④公務員の職務執行行為が違法であること、⑤被害者が損害を被ったこと、⑥公務員の違法な職務執行行為と被害者の損害との間に因果関係があることであり、本件訴訟では、このうち主として被告恵庭市職員の職務執行行為に違法性が認められるか否かが争われている。

そして、原告らが「違法な職務執行行為」として掲げているのは、下記の4点であると考えられる（以下の整理は、理解の便宜のため、原告らの訴状、準備書面の記載をそのまま引用していない部分もある。原告らにおかれては以下の整理に誤りがあればご指摘されたい。）。

### 記

#### (1) 平成29年1月27日の作為

被告恵庭市は、平成29年1月27日、社会福祉法人恵庭市障がい者総合福祉センター「e-ふらっと」（以下「e-ふらっと」という。）に対し、年金搾取が疑われること、生活環境が劣悪であることを認識しながら、「e-ふらっとが虐待案件として扱うのであれば、このケースには関わってもらわず被告恵庭市単独で扱っていく」旨を申し向けた。かかる行為（作為）は、虐待疑い案件としての取扱拒否、積極的な虐待の隠蔽であって違法性を有する。

#### (2) 平成29年2月末までの不作為ないし権限不行使

被告恵庭市は、遅くとも平成29年2月8日までは、X 牧場関係者による原告らに対する虐待が行われている疑いがあることを認

識しており、どんなに遅くとも同年2月末日までには、

ア X 牧場に対する虐待調査及び北海道への通知を行うべき義務を負っていたにも関わらず、虐待通報がないとしたり、あるいは虐待の疑いがないなどとして、必要な虐待調査及び北海道への通知を行わずにこれを放置しており、かかる不作為は違法性を有する。

(アは障害者虐待防止法上の使用者虐待と考えた場合)。

イ 原告らの安全確認及び虐待の事実調査を行ったうえで、e-ふらっとを含むコアメンバー会議を開催して虐待の判断、緊急性の判断、支援方針の決定を行う義務を負っていたにも関わらず、

(ア) 虐待通報がないとしたり、あるいは虐待の疑いがないなどとして、原告らの安全確認及び虐待の事実確認を行わず、また、コアメンバー会議を開催しての虐待の判断、緊急性の判断、支援方針の決定を行わずこれを放置しており、かかる不作為は違法性を有する。

(イ) X 牧場への立入調査や原告らに対する保護分離、成年後見制度等を行わなかった権限不行使は違法性を有する。

(イは障害者虐待防止法上の養護者虐待と考えた場合)。

(3) 知的障害者福祉法上の職親制度を適用しなかった権限不行使

知的障害者福祉法上の「援護の実施者」である被告恵庭市は、「必要に応じ」、原告ら知的障害者の援護を職親に委託する権限を有しているにも関わらず、亡牧場経営者X、Y、Zらが事実上原告らの職親として振舞っていることを認識しながら、同法に基づく権限を行使せず、原告らを<sup>亡牧場</sup>経営者Xら<sub>ないし</sub>他の事業者に対し同法上の職親として委託する措置をとらなかった権限不行使は違法性を有する。

(4) X 牧場関係者による強制労働等への加担

被告恵庭市が育恵会の運営への関わりを通じて X 牧場関係者に

よる強制労働や最低賃金法違反に加担したことは違法性を有する。

以下では、上記の整理を前提として、原告らの請求根拠ごとに、改めて被告恵庭市の主張を整理することとする（なお、原告らの主張の中心は上記(1)、(2)であるから、本準備書面でも重点的にこれらに対して反論を行い、(3)、(4)については簡潔に述べるにとどめる。）。

### 3 「平成29年1月27日の作為」を根拠とする請求について

#### (1) 平成29年1月27日までの事実経過（乙C5、乙C6、乙C16、乙C19、乙C21）

ア 上記に整理したとおり、原告らは、平成29年1月27日の被告恵庭市職員の発言を「違法な作為」であると主張するため、同日に至るまでの事実経過を確認する必要がある。

イ 本件は、平成28年7月8日、育恵会の W 氏から、被告恵庭市障がい福祉課に対し、X 牧場が倒産したようであり X 牧場で起居している原告らの行き場がなくなるおそれがある、との趣旨の電話相談が寄せられたことに端を発する。

ウ 上記の相談を受けて、同日早速、被告恵庭市障がい福祉課 丁 課長、乙 主査が X 牧場を訪問したところ、亡牧場  
経営者X から、「牧場をやめた」「障がい者3名は多い」「Aさんは家族のようなもの」などといった話があったものの、原告らが直ちに居所を失うような状況ではないと考えられた。ただし、将来に向けた福祉的支援を受ける体制を整えるため、上記被告恵庭市担当者としては、やはり療育手帳の取得が必要であると考え、亡牧場  
経営者X に対してそのための協力を依頼した。

エ また、同日、甲 主査及び 丙 主任が、新たな居住先の候補となる恵庭市内のグループホームの空き状況について調査依頼をする

ため、e-ふらつとを訪問した。

オ 後日、改めて被告恵庭市担当者より、亡牧場経営者X に対し、療育手帳取得に向けた家庭訪問をするために電話連絡をしたが、亡牧場経営者X からは、農作業の繁忙期であるため対応が困難であるから、農閑期にして欲しいとの趣旨が伝えられた。被告恵庭市としては、直ちに原告らの居場所がなくなるような状況ではなかったことから、亡牧場経営者X の要望を受けて、農閑期まで待つこととした。

カ 平成28年12月21日、農閑期となったこともあり、甲 主査がe-ふらつとを訪問して、原告らの新たな居住先となる可能性のある恵庭市内及び近郊のグループホームの空き状況を把握したいので、その調査について協力して欲しい旨を要請した。

キ 平成28年12月27日、甲 主査と 丙 主任は、療育手帳の取得と将来的なグループホーム等への入所に向けての準備のために、X 牧場を訪問した。この際、被告恵庭市障がい福祉課担当者は、はじめて原告ら3名と接触したが、原告らは「何か御用ですか」という感じで近づいてきて、人懐こい様子であった。なお、同日、被告恵庭市担当者は、原告らがやや薄汚れた身なりをしており、原告 A を除いてスーパーハウスを住居としていることを把握した。

ク また、同日、被告恵庭市担当者は、亡牧場経営者X と立ち話をしたが、亡牧場経営者X から、春から畑作をやろうと思っているので、3人を手放す必要はないとの話があったため、グループホーム入居の件をすぐに進める必要性はなくなった。他方、被告恵庭市担当者は、原告らに対する今後の福祉的サービス利用のために、療育手帳取得のための手続を進めたいと考えたが、その判定のために北海道心身障害者総合相談所（以下「総合相談所」という。）に原告らを連れていくことについて、亡牧場経営者X の了承を得た。

ケ 原告らを総合相談所に連れていく日程として、当初、平成29年1月31日が予定されていたが、同月26日になって、<sup>亡</sup>亡牧場<sub>経営者X</sub> から被告恵庭市障がい福祉課に対し、都合が悪くなり原告らを連れていくことができなくなった旨の連絡があった。被告恵庭市障がい福祉課としては、せっかく確保した日程であり、これを生かすことができればと考え、同日、乙 主査から、e-ふらっとに対して電話をして、原告らの送迎をお願いできないか依頼したが、e-ふらっとの反応は、いわばタクシー代わりに送迎のみ行うのはいかがなものか、というものであった。なお、この依頼の際、乙 主査は、e-ふらっとに対し、平成28年12月27日の訪問時に確認した原告らの様子や生活状況などを伝えた。

コ 平成29年1月27日午前中、e-ふらっとから乙 主査宛に電話があり、e-ふらっとが原告らを総合相談所に連れていくことはできないが、被告恵庭市が車を出して障がい福祉課職員が同行するのであれば、e-ふらっとからも人を出すとの代替案が提案された。しかし、乙 主査が確認したところ、障がい福祉課支援担当が対応できないとのことであったため、原告らを総合相談所に連れていく日を同年4月に変更することとし、同日午後、乙 主査は、e-ふらっとに架電してその旨を伝えた。あわせて、仮に、4月の予定についても<sup>亡</sup>亡牧場<sub>経営者X</sub> が直前になって原告らを連れていけないと言い出した際、改めて原告らを連れて行ってもらえないかを打診した。

サ しかるところ、e-ふらっと担当者が乙 主査を直接訪問してきて、本来のテーマであった4月の送迎のことを棚に上げて、虐待案件ではないかといった話に終始したことから、乙 主査は、原告らの総合相談所への送迎は被告恵庭市障がい福祉課で対応する旨を伝えた（原告らは、このときの乙 主査の発言が違法な職務執行行

為にあたると主張している。)

(2) 上記事実経過に対する評価

ア まず、改めて強調しておくが、平成28年7月8日のW氏による当初相談の時点において、被告恵庭市としては、あくまでも原告らの居場所の確保(グループホームへの入居やショートステイの活用)や、今後、福祉的支援を受けるために療育手帳を取得させるための対応を考えていたのであって、原告らへの虐待の可能性などということとは全く念頭になかった。

イ そして、被告恵庭市は、W氏からの相談を受け、同日即座に対応して<sup>亡</sup>亡<sub>牧場</sub>経営者Xとも面談したが、その際の<sup>亡</sup>亡<sub>牧場</sub>経営者Xとのやり取りも上記3(1)ウのようなものであり、虐待調査に至る契機など全く存在しなかった。また、同日の時点では、直ちに原告らがX牧場からの退去を余儀なくされるほどの切迫性はなく、療育手帳取得という今後の方向性を確認するにとどまった。

ウ 平成28年12月27日、被告恵庭市障がい福祉課担当者は、直接、原告らと接触したが、その際の原告らの様子は、人懐こく話しかけてくるといったものであり、虐待を受けているというような切迫性を感じさせるものではなかった。なお、当日、原告らが薄汚れた身なりをしていることや、スーパーハウスに居住していることを把握したが、このような事実のみで虐待を疑うことなどできず、ましてこのような事実のみで虐待調査を行わなかったことが違法であるなどということは到底いえない。

エ また、同日の<sup>亡</sup>亡<sub>牧場</sub>経営者Xとのやり取りによって、原告ら3名を手放すつもりはない旨が明確に示されたのであるから、直ちに原告らの居所を探さなければならないという必要性もこの時点で消滅した。ただし、原告らが将来的な福祉的支援を受けることができるよう、療

育手帳の取得するための手続を進める必要があるとの考えから、原判定のために原告らを総合相談所に連れていくことが、当面の課題となった。

オ その後、<sup>亡</sup>牧場<sub>経営者</sub>X が予定をキャンセルしたため、平成29年1月26日、乙 主査は、e-ふらっとに対し、原告らの総合相談所への送迎を頼んだものの、e-ふらっとの対応は、「タクシー代わりではできない」とでもいうがごとき得心し難いものであった。同日、乙 主査は、平成28年12月27日の訪問時に確認した原告らの様子等を伝えたが、e-ふらっとが送迎に応じる動機付けになればと考えて発言したものであって、虐待可能性を前提としたものでは全くない。

カ 以上のとおり、当初の段階から原告らが問題視する「作為」の時点まで、一貫して虐待対応ということは全く念頭に置かれておらず、あくまでも原告らの療育手帳取得のための手続を進めるという流れの中で事態が動いていった。原告らが問題視する平成29年1月27日の乙 主査の発言も、e-ふらっとが療育手帳取得のための送迎をしてくれないというのであれば、被告恵庭市で対応するほかないとの趣旨を述べたものにすぎず、乙 主査の発言をもって「虐待案件としての取扱拒否」あるいは「積極的な虐待の隠蔽」などと評価する余地は皆無である。

キ なお、被告恵庭市とe-ふらっと間の業務委託契約の仕様書では、e-ふらっとの業務として、「障がい者等に対する介護者等からの虐待を発見した場合の、迅速に保護するための措置」が定められるが(乙C1「恵庭市障がい者相談支援事業仕様書」6(1)①オi)、e-ふらっと自身、原告らがX 牧場を退去するまでの間、虐待を発見したことを前提とした措置は何らとっておらず、結局、e-

ふらっとも本件を虐待事案として考えてこなかったというほかない。

#### 4 「平成29年2月末までの不作為ないし権限不行使」を根拠とする請求について

##### (1) 公務員の不作為・権限不行使と違法性の関係の一般論

公務員の不作為・権限不行使が違法と判断されるためには、当該公務員に作為義務が認められ、当該公務員がその作為義務に違反することが必要である。そして、作為・権限行使の要件が法定されている場合には、同要件を充足しているにもかかわらず、なすべき作為・権限行使を行わなかった場合には、当該不作為・権限不行使が違法と評価される余地が生じる。

この点、障害者虐待防止法では、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者からの通報、障害者自身からの届出がなされたときに、市町村に対して一定の対応が求められている（養護者虐待につき同法9条以下、使用者虐待につき同法23条。ただし、養護者虐待については、いずれも「ものとする」「ことができる」という規定の仕方となっており、「しなければならない」という規定は、使用者虐待に関する都道府県への通知のみである。）。そこで、本件では、まずもって「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者からの通報」があったか否かが検討されなければならない（原告ら自身からの届出がないことは争いのない事実である。）。

そして、上記の「通報」がないということになれば、作為・権限行使についての法定要件が存在しない場合の不作為・権限不行使の違法性が問われることになるが、かかる場合については、作為・権限行使をしないことが「著しく合理性を欠く」ときに限り、不作為・権限不

行使が違法と評価され得るという理解が一般的である。

そこで、以下では、①本件において、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者からの通報があったといえるか否か、②通報があったとはいえない場合、作為・権限行使をしなかったことが著しく合理性を欠くといえるかどうかについて、順に検討を加える。

(2) 「通報」の有無について

ア この点に関し、原告らは、平成28年7月8日のW氏からの連絡が「通報」であるとの主張を試みている。そこで、同日のW氏から連絡の内容がどのようなものであったのか、その連絡内容をもって「通報」と評価できるのかを検討する必要がある。

まず、W氏からの連絡内容について確認するが、同日の「電話・口頭受理事件処理書」(乙C21)によると、W氏の発言は、「X牧場を訪問した獣医から、X牧場で住み込みで働いている障がい者が、親方(亡牧場亡経営者X)から酪農をやめるので、これからは仕事もないから勝手にしろと言われ困っているという相談を受けた。どうやら牛も処分し倒産したようだ。障がい者が困っているようなので市で確認してほしい」というものであったとされている。

この連絡内容を常識的に解釈するならば、要するに、「牧場の倒産に伴い障がい者らが居所を失うおそれがあるから確認して欲しい」という情報提供であるという以上の意味を見出すことはできず、虐待にかかわる要素も存在しないため、この連絡内容をもって「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者からの通報」と解釈するのは、あまりに論理が飛躍しているといわざるを得ない(なお、W氏の発言は獣医からの又聞きによるものであり、形式論理上も、W氏を「発見した者」とすることは、文理上、無理のある解釈であるともいえる。)

イ これに対し、原告らは、「勝手にしろ」という<sup>亡牧場</sup><sub>経営者X</sub>の発言を殊更強調し、「心理的虐待」の「脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えることに該当する」などと主張する。上記のとおりこの発言は、原告らが獣医に伝え、獣医が W 氏に伝えた再々伝聞であり、そもそも「勝手にしろ」との発言があったことを前提として議論を展開すること自体疑問であるが、仮に、これに類する発言があったとしても、その言わんとするところは、牧場を廃止することになったのでこれまでどおり居住してもらうことは難しい、ということであり何ゆえこの発言が、脅し、侮辱、威圧的、無視、嫌がらせなどと解釈できるのか理解しがたい。

ウ また、W 氏から連絡のあった平成28年7月8日当日、丁課長、乙主査が<sup>亡牧場</sup><sub>経営者X</sub>と面談した後、W 氏に対して、乙主査から経過報告の連絡を入れた。その際、今すぐではないが、いずれ引き取ってもらう先の心当たりがないかとの趣旨を問いかけたところ、W 氏から「 B さんは、頭が良く、親方から牛舎を一人で任される程であったようだが、噂ではあるが、プレハブ小屋で冬期間を寝泊りしているので、足が凍傷になっていると聞いている、若くて健康であれば面倒を見る親方もいるだろうが、皆50歳を超えているので無理だと思うが、■■■■さん（育恵会事務局）にも相談してみる」との発言があったとのことである（乙C21）。原告らは、この発言中、「足が凍傷になっている」との点を取り上げ、これをもって「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者からの通報」にあたる旨を主張する。

しかし、上記のやり取りの経緯や文脈から明らかなおおりに、W 氏の発言は、引き取り手のあてに関する質問に対して、あくまでも

噂話として原告 B の体調面について言及したものであり、虐待通報などと評価する余地はない。仮に、「足が凍傷になっている」との発言が虐待通報に該当するのであれば、経過や文脈を問わず障害者に関して僅かでもネガティブな要素を含む情報に接した場合は、すべからず虐待通報として取り扱わなければならないことになりかねないが、いかにも現実を無視した解釈であるといわざるを得ない。

エ 以上、本件において「通報」があった認めることはできない。

(2) 被告恵庭市の不作為・権限不行使が著しく合理性を欠くものであるか否か

ア 恵庭市の認識について

(ア) 上記のとおり、本件では、作為・権限行使の法定要件（「通報」）を欠くから、被告恵庭市には裁量が認められ、被告恵庭市の不作為・権限不行使が「著しく合理性を欠く場合」に限り、その違法性が問題となる。とはいえ、原告らも主張するとおり、形式的に「通報」がなかったとしても、原告らが作為義務発生の起点とする平成29年2月末までに、被告恵庭市が自ら直接虐待の事実を認識していたのであれば、障害者虐待防止法に定める所定の対応をなすべきであったとの見解もあり得ることから、上記時点における被告恵庭市の認識について再確認する。

(イ) この点、平成28年7月8日から平成29年1月27日までの経緯は、上記3(1)ア～サにて論じたとおりであり、この間に被告恵庭市が認識した原告らの状況としては、薄汚れた身なりであること、原告 A を除いてスーパーハウスに居住していることくらいであった。その後、平成29年2月8日、被告恵庭市障がい福祉課 甲 主査、丙 主任は、e-ふらっとの a 管理者、b 相

談員を伴って X 牧場を訪問して、<sup>亡牧場</sup><sub>経営者X</sub> 及び被告 Y から聞き取りを行うとともに、原告らの生活状況を確認したが、その主要内容を整理すると下記のとおりとなる（なお、平成29年2月末までに被告恵庭市担当者が、原告ら及び X 牧場関係者と接触した機会は、同月8日の訪問が最後であった。）。

（<sup>亡牧場</sup><sub>経営者X</sub> 及び被告 Z から聞き取った事実・乙C5、乙C6）

- ・ 仕事については、酪農をやめて、野菜の畑をしている
- ・ 原告らは牛の世話をしていたが、これからは畑の仕事をしてもらう
- ・ 朝夕は原告ら3名を含めた8名で<sup>亡牧場</sup><sub>経営者X</sub>らの自宅で食事をしている
- ・ 昼は弁当を持たせて各自で食べている
- ・ 入浴や髭剃りの声掛けはしているが原告らは入ろうとしない
- ・ 年金は原告ら本人のために使っている
- ・ お金は原告ら本人名義の通帳で管理している
- ・ 検診は受けていないが、原告 A は心臓に問題があるため病院に行っている
- ・ 給料は生活費や食費と相殺になっている
- ・ 原告らの年金について通帳はある

（同日確認した原告らの生活状況・乙C5、乙C6）

- ・ 原告 A は単身で小屋に居住しており、原告 B、原告 C はスーパーハウスの1階、2階にそれぞれ居住していた
- ・ 原告らの部屋は、あまり整っておらず雑然としていた
- ・ 原告らの居室にはストーブやテレビなど生活に必要なものがあった
- ・ 原告らにあざはなく、殴られているという話もなかった

- ・ 自由な時間では近隣にでかけたり、木の実をとって漬物のよ  
うにして食べたりするなど自由なライフスタイルだった

(ウ) 平成29年2月末日までに被告恵庭市が覚知した事実は上記の  
とおりであり、これをもって「虐待を認識した」などとは到底言  
えないことは明らかであるが、念のため詳論しておく。

まず、「虐待の認識」が問われている以上、「虐待」とは何かと  
いう定義が問題となるが、障害者虐待防止法では、

- ① 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴  
行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること
- ② 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわい  
せつな行為をさせること
- ③ 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な  
差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動  
を行うこと
- ④ 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当  
該事業所に使用される他の労働者による（養護者虐待につい  
ては「養護者以外の同居人による」）前三号に掲げる行為と同様  
の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと（養護者虐  
待については「放置等養護を著しく怠ること」）
- ⑤ 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当  
に財産上の利益を得ること

が「虐待」とされている。

しかるに、被告恵庭市が平成29年2月末日までに得た情報の  
うち、上記①～⑤に該当するものは存在せず、同日までに恵庭市  
が障害者虐待防止法が定める「虐待」に該当する事実を認識してい  
なかったことは明らかである。

イ 著しく合理性を欠くか否かの評価

(7) 上記のとおり、被告恵庭市が、平成29年2月末日までに「虐待」に該当する事実を認識していなかったことは疑いが無いが、仮に、原告らの障害年金を<sup>亡</sup>牧場<sub>経営者X</sub>、被告Y、被告Zが搾取していたことが事実であったとすれば、事後的に経済的虐待（上記⑤）の存在が発覚したことになる。そうすると、被告恵庭市は、平成29年2月末日までに得た情報に基づき、経済的虐待を疑って調査を進めるべきではなかったのか、この点の不作為は「著しく合理性を欠くもの」と評価されるのではないかと、さらに問題となり得る。

(イ) 以下この点を検討する。

① 当初から虐待を想定した相談ではなかったこと

これまで論じてきたとおり、本件の発端となった平成28年7月8日のW氏からの相談も、原告らの居場所の確保に関するものであり、虐待を想定したものではなかった。その後の一連の経過も、将来的な福祉的支援のために原告らに療育手帳を取得させようという目的のもとで推移しており、かような経緯からして、被告恵庭市障がい福祉課担当職員に虐待を前提とした対応を求めることはいかにも無理がある。

② 原告らに切迫した様子は見受けられなかったこと

原告らは、被告恵庭市障がい福祉課担当職員の訪問の際にも、人懐こい様子で話しかけてくるなど、虐待を想起させるような切迫性は全くなく、また、原告らの身体にも虐待を受けているような痕跡は皆無であった。

③ X 牧場との関係性において経済的虐待を想定することはできなかったこと

もとより経済的虐待（障害年金の搾取など）は、状況によつては刑法犯にも該当しかねない重大な違法行為であるから、障害者と養護者ないし使用者との間に一定の良好な関係が認められる場合には、容易に想定できる事態ではない。本件においても、原告らが上記の様子であった一方で、<sup>亡</sup>牧場経営者Xからも原告Aを家族同様に考えている旨の発言もあり、両者の関係から経済的虐待を想定することはできなかった。

④ X 牧場側も被告恵庭市の訪問等に協力的な態度を示していたこと

X 牧場は、被告恵庭市の訪問、聞き取り等に一貫して協力しており、訪問時に被告恵庭市職員が原告らと接することを拒否したりすることはなく、対立的な関係性にはなかった。そして、当初からの目的である養育手帳の取得には、総合相談所への送迎等、X 牧場側の協力も必要であることから、このような関係性を継続することは、原告らにとっても有益であった。そのため、平成29年2月末時点での被告恵庭市の認識を前提にした場合、X 牧場側に障害年金を受給している通帳の開示を求めるといったことには思い及ばず、また、このようなあえて対立を招くような要請をすることは、全く現実的ではなかった。

⑤ 強制的に調査する権限もないこと

上記のとおり、恵庭市障がい福祉課担当職員に通帳開示を求めるなど行動を求めること自体無理があるが、そもそも、被告恵庭市には、X 牧場側に対して強制的に通帳を開示させる権限はない。

このような諸点からすると、被告恵庭市の不作為・権限不行

使は何ら不合理なものではない。

- (3) 以上のとおり、平成29年2月末までの不作為ないし権限不行使を根拠とする原告の請求については理由がない。

5 「知的障害者福祉法上の職親制度を適用しなかった権限不行使」を根拠とする請求について

同法は、「知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とする」ものである。そして、同法が定める職親制度は、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の個人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を身に付けるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の自立更生を図ることを目的とするのといえる。

手続的には職親になることを希望するものが知的障害者職親申込書を提出し、市長はこの申込書を受理したときは職親とすることの適否について認定することになる。また、知的障害者は、職親への委託を希望するときは、知的障害者職親委託申込書を市長へ提出しなければならないこととされている（恵庭市知的障害者福祉法施行細則27条、28条）。

しかるに、本件では、<sup>亡</sup>牧場<sub>経営者</sub>X、被告Y、被告Zら知的障害者職親申込書の提出も、原告らから知的障害者職親委託申込書も提出されておらず、そもそも被告恵庭市がX牧場関係者その他事業者を職親として委託する契機が存在しない。

原告らとしては、書類上の手続はともかく被告恵庭市には原告らを職親に委託すべき作為義務があったと考えているものと思われるが、何を根拠に作為義務が発生していると考えているのか不明であり、いずれに

せよ職親委託をしなかったという不作為が著しく合理性を欠くものとは到底いえない。また、職親委託をしなかったことと、原告らが主張する損害論との関係性も判然としないことを付け加えておく。

6 「X 牧場関係者による強制労働等への加担」を根拠とする請求について

かかる請求根拠は、他の請求根拠に比しても最も理解しがたいものである。この点の主張は、①原告らが憲法18条が禁じる奴隷的拘束を受け、労働基準法5条が禁じる強制労働をさせられてきた、②そのことに被告恵庭市が加担してきた、というものであるが、①、②ともにいかにも無理のある主張であることは論を俟たない。

「いわば行政公認の奴隷」とまで称する姿勢は、原告らが、本件に対する被告恵庭市の関与について、著しく偏った見方をしていることを端的に示している。

以 上